

## 板橋区定期利用保育事業及び空き保育室活用型定期利用保育事業保育料助成要綱

(令和2年2月17日区長決定)

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区定期利用保育事業実施要綱(平成24年2月1日区長決定。以下「定期利用実施要綱」という。)又は板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱(平成30年1月26日区長決定。以下「空き保育室実施要綱」という。)に基づき行われる事業において、入所児童の保護者等が事業者に対して支払う保育料の一部を区が助成することにより、児童福祉の充実及び認可外保育施設(子ども子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第7条第10項第4号に定める施設をいう。以下同じ。)との保育料の均等を図ることを目的とする。

### (対象事業)

第2条 この要綱の助成対象となる事業(以下「助成事業」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 定期利用実施要綱に基づき実施する定期利用保育事業(ただし、認可外保育施設が実施するものを除く。)
- (2) 空き保育室実施要綱に基づき実施する空き保育室活用型定期利用保育事業

### (助成対象者)

第3条 この要綱による助成対象者は、助成事業を利用する児童のうち、助成事業に応じて次に掲げる要件のいずれかを満たす者(以下「対象児童」という。)の保護者であって保育の必要性の認定を受けた者とする。

#### (1) 定期利用保育事業

- ア 3歳から5歳までの児童(満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前の児童をいう。以下同じ。)
- イ 住民税非課税世帯に属する0歳から2歳までの児童(満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前の児童をいう。以下同じ。)

#### (2) 空き保育室活用型定期利用保育事業

- ア 住民税非課税世帯に属する児童
- イ 住民税課税世帯に属する第2子(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条に規定する特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて2人目の子どもをいう。以下同じ。)の児童
- ウ 住民税課税世帯に属する第3子以降(特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて3人目以降の子どもをいう。以下同じ。)の児童

2 前項の規定に関わらず、助成事業に応じて次に掲げる者は対象児童から除く。

#### (1) 定期利用保育事業

- ア 法第27条に規定する特定教育・保育施設又は法29条に規定する特定地域型保育事業を利用する児童(ただし、令第4条に規定する教育認定子どもを除く。)
- イ 空き保育室活用型定期利用保育事業を利用する児童

#### (2) 空き保育室活用型定期利用保育事業

ア 法第30条の2に規定する施設等利用費の支給を受けている児童

イ 定期利用保育事業を利用する児童

- 3 第1項における住民税は、利用月の属する年度（利用月が4月から8月までである場合はその前年度）の住民税によるものとし、東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号）第10条及び第10条の2に基づき算定する。

（助成金額）

第4条 この要綱による助成金額は、別表に定める対象事業及び対象児童に応じた対象経費と補助基準額とを比較していずれか少ない額を選定する。

（助成申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成申請書（別記第1号様式）に、事業者が発行した保育料の領収書等その他必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- 2 申請者のうち非課税世帯に属する場合は、区市町村民税非課税証明書又は区市町村民税納税通知書の写しを添付し申請するものとする。ただし、公簿等により確認することができるときは、省略することができる。

- 3 助成金の交付申請は年度ごとに行うものとする。

（交付決定通知等）

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は交付決定通知書（別記第2号様式）により、不適当と認められた場合は不交付決定通知書（別記第3号様式）により、それぞれ申請者に通知する。

（決定の取消し・変更）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。  
（2）助成要件を満たしていないとき。  
（3）その他区長が必要と認めるとき。

（助成金の返還）

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて申請者にその返還を命ずることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

対象事業	対象児童	補助基準額（月額） 1	対象経費（月額） 2
定期利用 保育事業	3歳から5歳までの児童	37,000円上限 11,300円上限（3）	定期利用 保育料
	住民税非課税世帯に属する 0歳から2歳までの児童	42,000円上限	定期利用 保育料
空き保育 室活用型	住民税非課税世帯に属する 児童	30,000円上限	保育料
定期利用 保育事業	住民税課税世帯に属する 第2子	15,000円上限	保育料の1/2
	住民税課税世帯に属する 第3子以降	30,000円上限	保育料

1 定期利用保育事業のうち法第30条の2に規定する施設等利用費（幼児教育・保育の無償化）の給付を受けている対象児童の上限は、その額を差し引いた額とする。

2 対象経費には日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は含まない。

3 幼稚園利用者及び認定こども園利用者の1号認定者（法第19条第1項第1号）

（宛先）板橋区長

板橋区定期利用保育事業及び空き保育室活用型定期利用  
保育事業保育料助成申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

住 所	連絡先 ( )	
フリガナ		
保護者氏名		
フリガナ		
児童氏名		
生 年 月 日	年	月 日
利 用 区 分 (いずれかに☑)	定期利用保育	空き保育室活用型定期利用保育
利 用 保 育 施 設 名		
請 求 月	年 月分 から	年 月分 まで

・板橋区定期利用保育事業及び空き保育室活用型定期利用の利用に伴い、事業者に支払いをした保育料の助成について、領収書等を添付して申請します。

・助成金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

（個人情報について）下記内容に同意いただき、署名押印をお願いします。

決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する保育施設入所申込み状況その他審査に要する情報を閲覧及び調査することに同意します。

本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。また、利用保育施設に保育料の金額及び在籍状況の確認をすることに同意します。

保護者氏名 \_\_\_\_\_

振 込 先	金 融 機 関 名							
	支 店 名							
	口 座 番 号	普通口座						
	フリガナ							
	口 座 名 義 人							

振込先は、園児の保護者名義の口座に限ります。

ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢字3桁をご記入ください。

# 記入例

## 板橋区定期利用保育事業及び空き保育室活用型定期利用 保育事業保育料助成申請書 兼 口座振替依頼書

年 月 日

住 所	板橋区板橋2-66-1	
	連絡先	03(3579)2492
フリガナ	イタバシ ●●	
保護者氏名	板橋 ●●	
フリガナ	イタバシ ■	
児童氏名	板橋 ■	
生 年 月 日	令和 元年 5月 10日	
利用区分 (いずれかに☑)	定期利用保育	<input checked="" type="checkbox"/> 空き保育室活用型定期利用保育
利用保育施設名	保育園	
請 求 月	令和 元年 10 月分 から 令和 2年 3 月分 まで	

・板橋区定期利用保育事業及び空き保育室活用型定期利用の利用に伴い、事業者に支払いをした保育料の助成について、領収書等を添付して申請します。

・助成金受給対象となった場合には、下記の指定口座に振り込んでください。

(個人情報について)下記内容に同意いただき、署名押印をお願いします。

決定に当たっては、必要な範囲で、板橋区が保有する保育施設入所申込み状況その他審査に要する情報を閲覧及び調査することに同意します。

本申請内容及び同意して得た情報を受給資格審査、補助金額の算定並びにその付帯業務のため区が利用することに同意します。また、利用保育施設に保育料の金額及び在籍状況の確認をすることに同意します。

保護者氏名 板橋 花子 

振 込 先	金融機関名	○×銀行						
	支 店 名	○○支店						
	口 座 番 号	普通口座	1	1	1	1	1	1
	フリガナ	イタバシ ●●						
	口座名義人	板橋 ●●						

振込先は、園児の保護者名義の口座に限ります。

ゆうちょ銀行の場合、通帳で確認し、支店名は漢字3桁をご記入ください。